

市民参加事前シート

(新規 ・ 継続)

部署名 (安心安全課)

対象事項	狛江市国民保護計画の変更
対象区分 (条例第5条第1項)	(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
概要	狛江市国民保護計画の変更 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に該当する。
実施期間	令和7年12月 ～ 令和8年2月

(1) 実施予定の市民参加について

市民参加手続	実施予定時期	実施予定公表 時期・媒体	参加を想定する対象者	その他特記事項	左記の市民参加手続・実施時期を選択した理由
審議会等	①R7.10 ②R8.1	①R7.9・市HP ②R8.1・市HP	狛江市国民保護協議会委員16名		- 左記の市民参加手続を選択した理由 国民保護法第39条に基づき、計画修正を協議会に諮問する必要があるため。 - 実施時期を選択した理由 都計画の修正スケジュール（令和7年6月末に修正）を踏まえ、下半期の実施を予定したもの。
審議会等	①R7.10～11 ②R8.1	①R7.10・市HP ②R8.1・市HP	狛江市国民保護協議会幹事13名	①は狛江市国民保護協議会①の実施後に開催 ②は狛江市国民保護協議会②の実施前に開催	- 左記の市民参加手続を選択した理由 計画修正に係る重要事項について審議、協議するため、国民保護協議会と併せて幹事会の開催が必要であると判断したため。 - 実施時期を選択した理由 東京都国民保護計画の修正スケジュール（令和7年6月末に修正）を踏まえ、下半期の実施を予定したもの。
パブリックコメント	R8.2～R8.3	R8.2・広報こま え、市HP	市内在住・在学・在勤の方、 市内に事業所等を有する方		- 左記の市民参加手続を選択した理由 趣旨、目的、内容等について市民の意見を受けることが必要と判断したため。 - 実施時期を選択した理由 狛江市国民保護協議会による諮問答申後に実施することにより、重要事項が整理された後の素案について意見を募集できると判断したため。
市民説明会	R8.2	R8.2・広報こま え、市HP	市内在住・在学・在勤の方、 市内に事業所等を有する方		- 左記の市民参加手続を選択した理由 趣旨、目的、内容等について周知する必要があると判断したため。 - 実施時期を選択した理由 パブリックコメント実施期間中に計画の趣旨等を周知し、意見反映に活かす必要があると判断したため。

(2) 市民参加スケジュール（予定）

市民参加手続	令和6年度		令和7年度												令和8年度	
	4月～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月
審議会等									第1回 ↔			第2回 ↔				
審議会等									第2回 ↔			第2回 ↔				
パブリックコメント													↔			
市民説明会													●●			

対象事項	(仮称) 子ども条例
対象区分 (条例第5条第1項)	(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
概要	子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとして（仮称）子ども条例を制定する。
実施期間	令和6年4月 ～ 令和7年10月

(1) 実施予定の市民参加について

市民参加手続	実施予定時期	実施予定公表時期・媒体	参加を想定する対象者	その他特記事項	左記の市民参加手続・実施時期を選択した理由
審議会等	4月～10月において6回程度開催	開催日直近の広報、市HP「参加と協働のひろば：会議の開催」	有識者、関係機関、公募市民委員		条例の制定について、専門的な視点から検討を行うため、市長の附属機関である本会議体に諮問することが適当であると考えたため。
パブリックコメント	9月頃	実施時期直近の広報、市HP「参加と協働のひろば：パブリックコメント」	市内在住・在学・在勤の方、市内に事業所等を有する方		条例案を周知し、条例案段階での意見を広く募集することが有効であると考えたため。
市民説明会	9月頃	開催日直近の広報、市HP「参加と協働のひろば：市民フォーラム・シンポジウム・市民説明会等」	市内在住・在学・在勤の方、市内に事業所等を有する方		パブリックコメント実施に併せて、条例案の概要を説明する機会を設定することが有効であると考えたため
ワークショップ	6月～7月において4回開催	広報こまえ5月15日号及びこまえ子育てねっと	市内在住・在学・在勤の方	子ども向けと大人向けを開催する。	条例案の検討段階において、当事者である子どもや大人から直接意見を聴く機会を設けることが有効であると考えたため。

(2) 市民参加スケジュール (予定)

[illegible]

対象事項	狛江市下水道総合計画の改定
対象区分 (条例第5条第1項)	(1) 市の基本構想及び基本的事項を定める計画等の策定又は変更
概要	平成21年度に策定し、平成25年度に事業の進捗状況を反映して一部を改訂した狛江市下水道総合計画について、人口減少や施設の老朽化、異常気象の頻発など、下水道事業を取り巻く社会情勢や経営環境など、その後の変化に対応した計画に改定する。
実施期間	令和7年1月 ～ 令和8年3月

(1) 実施予定の市民参加について

市民参加手続	実施予定時期	実施予定公表時期・媒体	参加を想定する対象者	その他特記事項	左記の市民参加手続・実施時期を選択した理由
審議会等	令和7年1月から令和7年12月中に4回	開催日直近の広報、市HP「参加と協働のひろば：会議の開催」	識見を有する者、公募市民、市職員	狛江市下水道総合計画策定庁内検討委員会を設置	下水道及び公営企業会計の専門的知識が必要となることから識見を有する方のご意見を頂戴するとともに、身近な下水道について市民の意見を取り入れながら議論することが望ましいと考えたため。
パブリックコメント	令和7年11月頃	実施時期直近の広報、市HP「参加と協働のひろば：パブリックコメント」	市内在住・在学・在勤の方、市内に事業所等を有する方		素案作成までの期間をなるべく確保し、また、素案を周知し、素案段階での意見を広く募集することが有効であると考えたため

(2) 市民参加スケジュール (予定)

[illegible]